

第1章 総論（はじめに）

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関※1、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置などの特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

※1 指定（地方）公共機関とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第3条で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人をいう。指定地方公共機関とは、特措法第2条第7号の規定に基づき公共的機関及び公益的事業を営む法人で知事の指定するものをいう。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、2005年（平成17年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画※2」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、2008年（平成20年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年（平成21年）2月に、新型インフルエンザ行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人※3であり、死亡率は0.16（人口10万対）※4と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応などについて、多くの知見や教訓など※5が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、2012年（平成24年）5月11日に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。（施行日：平成25年4月13日）

※2 “WHO Global Influenza Preparedness Plan” 2005年（平成17年）WHOガイダンス文書

※3 2010年（平成22年）9月末の時点でのもの。

※4 各国の人口10万対死亡率日本:0.16、米国:3.96、カナダ:1.32、豪州:0.93、英国:0.76、フランス:0.51ただし各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要（厚生労働省資料による。）。

※5 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の検証結果は、2010年（平成22年）6月、厚生労働省新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議報告書として取りまとめられた。

3 行動計画の作成

本町では、新型インフルエンザの発生時には公衆衛生的介入（患者の早期発見・入院措置、外出・社会活動の自粛要請、手洗い励行、本疾病の認知向上等）により、感染拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、2009年（平成21年）10月に「湯河原町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

国では、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を2013年（平成25年）6月7日に作成した。

また、県においても、特措法第7条に基づき、同年8月に「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を作成した。

本町では、特措法第8条の規定により、神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、これまでの計画を見直し、「湯河原町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成する。

町行動計画には、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置や体制に関する事項、国、県、近隣市町村、関係機関との連携に関する事項などを定めるものとする。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりとする。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ※6」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

※6 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

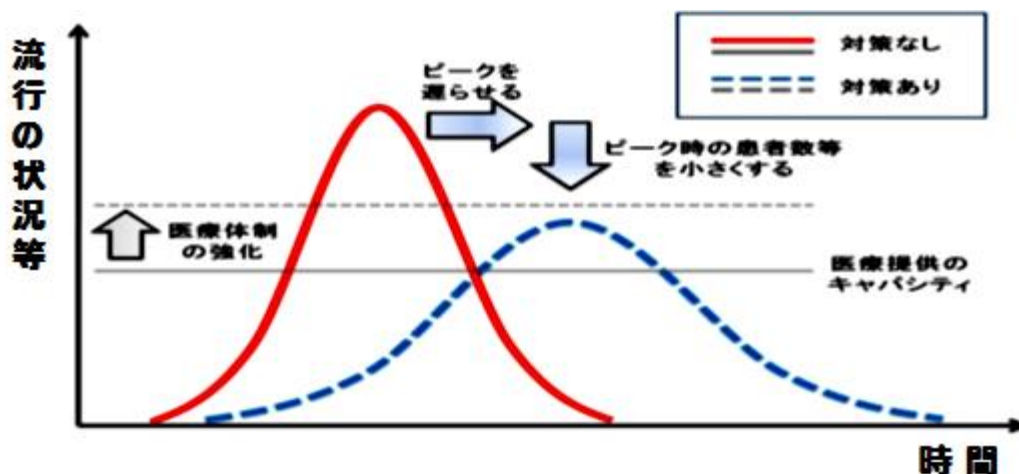
このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患し、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の能力を超えてしまうということから、国では、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保し、流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数が医療提供の能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにすること

地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らし、事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務、町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることから、国の基本的な考え方としては、過去の経験等を踏まえ、一つの対策に偏重せず、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況で対応できるよう、複数の対策の選択肢を示すものとしている。

(1) 発生段階に応じた対策

発生段階に応じた対策	
ア 発生前	<ul style="list-style-type: none">○国により行われる水際対策※7や抗インフルエンザウイルス薬などの備蓄やワクチンの研究・開発と供給体制の整備○県により行われる抗インフルエンザウイルス薬などの備蓄や県内の医療体制整備など○町は、国・県の動向を把握し、町民に対する啓発や町、事業者などによる事業継続計画の作成など、発生に備えた事前準備を周到に行う。
イ 海外発生	<ul style="list-style-type: none">○海外で発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。○病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を検討する必要があるが、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。
ウ 国内発生（当初段階）	<ul style="list-style-type: none">○感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。○患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬などによる治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討などに協力する。○病原性に応じて、町は、県が実施される不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。○国内外の発生当初等の病原性・感染力などに関する情報が限られている場合には、過去の知見なども踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施する。○常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。○状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図る等見直しを行うこととする。

※7 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

発生段階に応じた対策

エ 国内発生（感染拡大）

- 国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- 社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

(2) 社会全体で取組む感染拡大防止策

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等の対策は、医療と医療以外の対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

社会全体で取組む感染拡大防止策

ア 医療

- 町民へのワクチン接種や抗インフルエンザ薬の使用。

イ 医療以外

- 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限などの要請、各事業者における業務縮小などによる接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討する。
- 事業者の従業員の罹患などにより、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきこととして町民に呼びかけることも必要である。

(3) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

町民一人ひとりによる感染拡大防止策

ウ 町民

- 事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う必要がある。
- 日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- 特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS※8（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

※8 2003年（平成15年）4月3日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したときに、特措法、その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意するものとする。

(1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請など(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛等の要請、さらには、町民の権利と自由に制限を加える場合は必要最小限のものとする(特措法第5条)。その際には、町民に対し丁寧に十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるようなものとなっている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生しても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬などの対策が有効である場合には、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部(特措法第34条)は、政府対策本部(同法第15条)、県対策本部(同法第22条)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される※9など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。

しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

また、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力など）や宿主側の要因（人の免疫の状態など）、社会環境等多くの要素に左右されるとしている。

さらに、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を作成するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、被害を想定した。

具体的には、発病率は、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率は、アジアインフルエンザ等並みの中程度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国及び県が推計した流行規模を基に、本町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を次のとおり試算した。

※9 WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 2009年（平成21年）WHO ガイダンス文書

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

＜湯河原町における新型インフルエンザ流行時の患者数の試算＞

○医療機関を受診する患者数 約2,670人～約5,130人

入院患者数	中程度	重度
	～約110人	～約410人
死亡者数	中程度	重度
	～約35人	～約130人

- 1 湯河原町年齢別人口調べ（平成26年2月1日現在）人口：26,726人
- 2 試算の受診患者数などに、それぞれ人口比率：0.29%を掛けた数値を本町の受診患者数などを試算（県内人口：9,083,839人 平成26年2月1日現在）

＜県行動計画における神奈川県内の新型インフルエンザ患者数の試算＞

（米国CDCモデルによる）

	神奈川県		全国	
	医療機関を受診する患者数	約92万人～約177万人		約1,300万人～約2,500万人
入院患者数	中程度	重度	中程度	重度
	～約3万7千人	～約14万1千人	～約53万人	～約200万人
死亡者数	中程度	重度	中程度	重度
	～約1万2千人	～約4万5千人	～約17万人	～約64万人

- 1 神奈川県は、神奈川県年齢別人口統計調査（平成22年1月1日現在）データにより試算。
- 2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザ等での致命率を0.53%（中程度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、国の被害想定を参考に想定した。
- 3 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況などを一切考慮していない。
- 4 この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(2) 新型インフルエンザ発生時の社会への影響

新型インフルエンザ発生時の社会への影響

- 国民（町民）の25%が流行期間（約8週間）に最盛期を作りながら順次罹患する。
- 罹患者は1週間～10日間程度罹患し、欠勤する。
- 罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- 最盛期（約2週間）※10 に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度※11 考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護など（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、最盛期（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

※10 アメリカ・カナダの行動計画において、最盛期期間は約2週間と設定されている。

※11 2009年（平成21年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の最盛期に医療機関を受診した者は国民の約1%（推定）

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施するとともに、指定(地方)公共機関などが実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として、万全の態勢を整備する責務を有する。(特措法第3条第1項)

ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。(特措法第3条第2項)

世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。(特措法第3条第3項)

国の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- 対策の実施は、医学・公衆衛生などの専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、進める。

(2) 県の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。(特措法第3条第4項)

県の役割

- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。
- 国及び市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(3) 町の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。(特措法第3条第4項)

町の役割
○町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
○対策の実施に当たっては、県や近隣市町村（特に静岡県熱海市）などと緊密な連携を図る。
※ 静岡県熱海市は、本県の対策と異なることが考えられるため、感染状況、まん延防止策の実施などの情報交換を図る。

(4) 医療機関の役割

医療機関の役割
○新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
○新型インフルエンザ等の発生前から、患者の診療体制を含めた、診療継続計画の作成及び地域における医療連携体制の整備を進める。
○診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、患者の診療体制の強化を含め、医療の提供に努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(6) 登録事業者

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

登録事業者
○新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
○新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。(特措法第4条第3項)

(7) 一般の事業者

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。(特措法第4条第1項及び第2項)

一般の事業者
○新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
○国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(8) 個人（町民）

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策などについての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。（特措法第4条第1項）

個人（町民）

- 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用※12・咳エチケット・手洗い・うがい※13などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

※12 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

※13 うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

6 行動計画の主要6項目

町行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策については、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止※14」、「(5)医療」、「(6)町民生活・町民経済の安定の確保」の6つの項目に分けて、発生段階ごとに記載するが、横断的な留意点は次のとおりとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取組む必要がある。そのため、国、県、地方公共団体、事業者などと相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められている。

実施体制
ア 発生前 ○町は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の推進、情報の共有化、具体的対策の実施等について、発生時に備えた準備を進める。
イ 発生後 ○国が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づく「緊急事態宣言※15」を行った場合には、「湯河原町インフルエンザ等対策本部」を設置し、県の対処方針に基づき、町の対処方針、対策等を決定し、実施する。また、対策本部の中に「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会」を設置し、対策を総合的に推進するための課題を具体的に検討する。なお、状況によっては、緊急事態宣言がされない場合にも町対策本部を任意に設置することもある。

※14 まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行の最盛期をできるだけ遅らせ、またその最盛期の患者数等を小さくすることである。

※15 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

湯河原町インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合は、直ちに全庁的な推進体制として、町長を本部長とする「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、県の対処方針に基づき、町の対処方針、対策を決定する。

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、公営企業管理者、総務部長、福祉部長、まちづくり部長 教育委員会事務局長、消防長、議会事務局長、秘書広報室長
事務局	保健センター

※政府対策本部長が、「緊急事態解除宣言」をしたときは、速やか町対策本部を廃止する。

湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会

町対策本部の中に幹事会（本部長（町長）が指名する課長級職員）を設置し、対策を総合的に推進するための課題を具体的に検討する。

秘書広報室長、徴収対策室長、地域政策課長、財政課長、庶務課長、税務課長
福祉課長、介護課長、住民課長、保健センター所長、観光課長、環境課長
都市計画課長、消防本部総務課長、警防課長、議会事務局長、学校教育課長
社会教育課長

※町対策本部が廃止されたときは、町対策本部幹事会を廃止する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげるとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。新感染症が発生した場合は、国及び県などからの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築などに協力する。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模などの情報は、町における体制整備等に活用する。地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性など）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

県では、家きん、豚の間での発生の動向を把握する。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。

サーベイランス・情報収集

ア 海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階

○県では、患者の全数把握などのサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床例などの特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

イ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床例などの情報が蓄積された段階

○県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(3) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策のすべての発生段階において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々がその役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動するため、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。また、コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含む。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

情報提供に当たっては、情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当（スポークスパーソン）が適時適切に情報を提供する。町における広報担当（スポークスパーソン）は、海外発生期、国内発生期、県内発生期では、秘書広報室長とし、県内感染拡大期以降は総務部長とする。ただし、状況に応じて対策本部長（町長）が情報提供を行う。

なお、本町には、多くの外国籍町民が在住している。加えて、近隣市町などの観光地に来訪や町に滞在する外国人観光客もおり、新型インフルエンザ等の発生国から観光客が来町する可能性もあるため、新型インフルエンザ等に関する正確な情報を積極的に可能な限り、やさしい日本語及び多言語により提供する。

国、県や町民の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、提供できるようにホームページなどを活用する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

情報提供・共有

ア 発生前

- 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などについて、県などと連携して、町民、医療機関、事業者などに情報提供する。
- 特に、児童・生徒については、学校は集団感染が発生するなど、感染拡大の起点となりやすいことから、保健センターと教育委員会などが連携して、感染症や公衆衛生についてわかりやすく、丁寧に情報提供する。

イ 発生時

- 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況などについて、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのかなど）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- テレビ、新聞などのマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。
- 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- 町民に対する情報提供を行う手段として、防災行政無線、地方紙、ホームページ、メールマガジン、t v kデータ放送などにより迅速に行う。

(4) 予防・まん延防止

《目的》

流行の最盛期をできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保する。流行の最盛期の受診患者数などを減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収める。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる。

まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力などに関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

主たる予防・まん延防止策

ア 個人

- 県は、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者などの濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）などの感染症法に基づく措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、適宜、協力する。
- 県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請（特措法第45条第1項）を行う。町は、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。
- 町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けることなどの基本的な感染対策を実践するよう周知を図る。

イ 地域・職場

- 国内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- 県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等（特措法第45条第2項及び第3項）を行う。町は、県などからの要請に応じ、適宜、協力する。

● 予防接種

予防接種

ア ワクチン

- 新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
- 新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。
- 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザがH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

イ 特定接種

- 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種（予防接種法第6条第1項）をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(ア) 特定接種で対象者となり得る者及びその基準

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。

また、特定接種は、住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

特定接種で対象者となり得る者

- 病院、診療所、歯科診療所、薬局などの医療関係者
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員（国・県・市町村）
- 電気業、ガス業、水道業、銀行業、放送業、郵便業などの登録事業者の業務従事者
- 登録事業者と同類と評価される社会インフラに関わる事業者の業務従事者
- サービス停止等が利用者の生命維持に重大かつ緊急の影響がある介護・福祉事業者の業務従事者

※現時点において、特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

(イ) 基本的な接種順位

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員（国・県・市町村）
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者含む）
- ④それ以外の事業者

(ウ) 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の社会状況などを総合的に国において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(エ) 実施主体の接種対象者

原則として集団的接種とする。接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件となる。

実施主体の接種対象者	
国	登録事業者のうち特定接種対象となり得る者 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国職員
県	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員
町	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

(オ) 住民接種

町は、特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして町民に対し、予防接種の実施が規定されており、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による「臨時の予防接種」、また、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づく「新臨時接種」として行われる。予防接種を行うため必要があると認めるときは、国及び県は、医療関係者に対し、必要な協力の要請などを行う。(特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項)

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

接種対象者の区分
ア 医学的ハイリスク者 ○呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者など、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者※16 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦
イ 小児 ○1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
ウ 成人・若年者
エ 高齢者 ○ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

※16 基礎疾患に入院中又は通院中の者。平成21年パンデミック時にとりまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする7基礎疾患の基準手引き」を参考に発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

《接種順位の考え方》

接種順位は、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

接種順位
ア 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
○小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
イ 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
ウ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置き、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

《接種体制》

住民接種については、集団的接種または医療機関への委託により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国や県の情報を収集するとともに、小田原医師会などの協力を得て、接種体制の構築（医療従事者・接種場所の確保など）を図る。

《留意点》

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて国の決定を受けて実施される。

(5) 医療に関する県の対策

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県などからの要請に応じ、その対策などに適宜、協力する。町は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う

医療に関する県の対策
<p>ア 医療の目的</p> <p>○健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。</p>
<p>イ 医療体制整備の考え方</p> <p>○新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数など）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や情報収集・提供などについて十分に検討する。</p> <p>○医療機関、医療団体や市町村など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。</p>
<p>ウ 未発生期における医療体制の整備</p> <p>○二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所（保健福祉事務所）を中心として、郡医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、大学附属病院、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、公立病院など）を含む医療機関、薬局、市町村、消防などの関係者からなる対策会議を設置する。</p> <p>○あらかじめ「帰国者・接触者外来」※17を設置する医療機関や公共施設などのリストを作成し、設置の準備を行うとともに、「帰国者・接触者相談センター※18」の設置の準備を進める。</p>
<p>エ 海外発生期から県内発生期早期までの医療体制の維持・確保</p> <p>○「帰国者・接触者相談センター」の設置</p> <p>「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来などの県内の医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。</p>

※17 発生源からの帰国者や患者の濃厚接触者であって、発熱呼吸器症状などを有する者を対象とした外来

※18 発生源からの帰国者や患者の濃厚接触者であって、発熱呼吸器症状などを有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

医療に関する県の対策

○「帰国者・接触者外来」の設置等の外来診療

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内発生早期までは、県内に「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行う。

オ 感染症指定医療機関など

○新型インフルエンザ等の発生の早期には、感染防止対策の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者などを感染症指定医療機関などに入院させる。

○新型インフルエンザ等の臨床例に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

カ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を含むすべての医療機関

○新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫などを行い、院内での感染防止に努める。

○医療従事者は、マスク・ガウンなどの個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

キ 県内感染期の医療体制の維持・確保

○帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合などには、一般の医療機関（内科・小児科など、通常、感染症の診療を行うすべての医療機関）において診療する体制に切り替える。

○患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。

ク 医療関係者に対する要請・指示、補償

○新型インフルエンザ等の患者などに対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請などをする。（特措法第31条）

○国と連携して、要請などに応じて患者などに対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。（特措法第62条第2項）

○医療の提供の要請などに応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。（特措法第63条）

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

医療に関する県の対策

ケ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- 国備蓄分も併せて 45%に相当する量を目標として、現在の備蓄状況や流通の状況なども勘案しながら、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。(特措法第 10 条)
- インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もあり、国は、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況などを踏まえ、他の薬剤の備蓄割合を検討することから、国の方針に基づき、備蓄薬の構成割合を検討する。
- 新型インフルエンザが県内にまん延した場合、通常の流通ルートで入手困難になることが予想される段階で、流通業者との事前の取り決めに基づき、備蓄薬の放出を行う。
- 国が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬についても、適切な時期に放出要請を行うなど、必要な対応を図る。(特措法第 51 条)

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、国、県などと連携して働きかける。

7 行動計画実施上の留意点

(1) 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

現在までに得られた最新の知見を基に、国や県、他市町村及び関係機関などが連携し、随時適切に町行動計画を見直す。

(2) 訓練の実施

町行動計画を実効性あるものとするには、関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があるため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を町行動計画に反映させる。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。町では、県行動計画と同様に次の6段階とした。

想定状況
<p>(1) 未発生期</p> <ul style="list-style-type: none">○新型インフルエンザ等が発生していない段階。○海外において、鳥類などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p>(2) 海外発生期</p> <ul style="list-style-type: none">○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合など、様々な状況。
<p>(3) 県内未発生期</p> <ul style="list-style-type: none">○県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、神奈川県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。
<p>(4) 県内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none">○本町もしくは県内他市町村で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
<p>(5) 県内感染期</p> <ul style="list-style-type: none">○県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。○地域によって状況が異なる可能性がある。
<p>(6) 小康期</p> <ul style="list-style-type: none">○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態。○大流行は一旦終息している状況。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策などについて、柔軟に対応する必要があることから、神奈川県における発生段階の移行は、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が決定し、町もこれに従う。

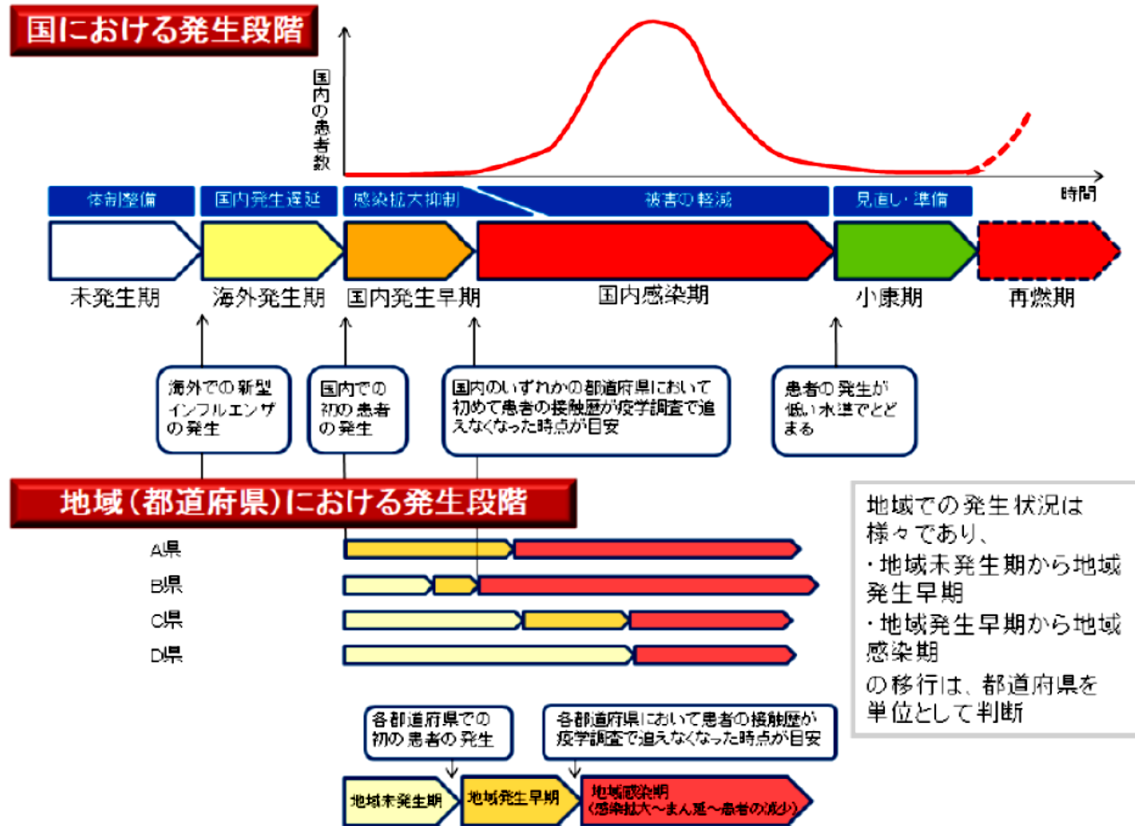
各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。対策の内容は、発生段階のほか、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。国内の発生段階は、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

<国・県・町の発生段階>

	国	県・町	状態
発生段階	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等は発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期	県内未発生期	県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、他の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態
		県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	国内感染期	県内感染期	県内の新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態	

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

<国及び地域（都道府県）における発生段階>



第3章 各段階における対策

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドラインなどに定める。

1 未発生期

【目的】

- 発生に備えて体制の整備を行う。
- 国、県、国際機関などからの情報収集などにより発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画などを踏まえ、国、県などとの連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策などに関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 行動計画等の作成・見直し

町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画又は業務計画を作成し、必要に応じて、見直しを行う。(特措法第8条第7項)(保健センター)

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

町は、発生時に備えた初動対応体制の確立や業務計画を作成し、県、指定地方公共機関などと相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(特措法第12条)(保健センター)

町は、新型インフルエンザ等に対する取組体制として、必要に応じて、幹部職員で構成される行政運営会議において、初動対応体制や発生時に備えた対策を検討する。(保健センター、関係課)

町は、必要に応じて、警察、消防などと連携を進める。(保健センター、関係課)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

町は、国、県、関係機関などから新型インフルエンザ等の対策などに関する国内外の情報を収集する。(保健センター)

イ サーベイランスへの協力

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

- 県は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、所管する地域の指定届出機関（県内約 350 の医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約 1 割の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- 県は、インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、これに加え、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（横浜市、川崎市及び相模原市）は、インフルエンザによる死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- 県は、学校などにおけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

町は、県などと連携して、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報紙、地方紙、町ホームページ、メールマガジン、tvkデータ放送などを利用し、継続的な情報提供を行う。(秘書広報室、保健センター)

町は、県などと連携して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいなど、季節性インフルエンザにおいても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(保健センター、関係課)

イ 体制整備など

町は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞などのマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じて利用可能な複数の媒体・機関を活用する)などについて検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(秘書広報室、保健センター)

町は、新型インフルエンザ等の発生状況などについて、国及び県などから情報を入手し、町民への一元的な情報提供や十分な説明を行うための体制を整える。(保健センター)、

町は、国及び県からの要請に基づいて、新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、保健センター内にコールセンター(相談窓口)の設置準備を進める。(保健センター)

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用などの咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(保健センター、関係課)

イ 地域対策・職場対策の周知

町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。(庶務課、保健センター、関係課)

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

県は、衛生資器材など(消毒薬、マスクなど)の生産・流通・在庫などの状況を把握する仕組みを確立する。町は、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

エ 水際対策

県は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査などについて、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、市町村その他関係機関と訓練を行うなど連携を強化する。町は、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

オ 予防接種

(7) ワクチンの生産等に関する情報の収集

町は、県及び国などと連携して、プレパンデミックワクチン※19及びパンデミックワクチン※20の研究開発や生産備蓄などに関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健センター)

(イ) ワクチンの供給体制

県は、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集する。(保健センター)

(ウ) 基準に該当する登録事業者の登録

町は、国の進める登録事業者の登録に関し、国が作成する登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続きなどを示すもの）に基づき、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。(保健センター)

町は、県などからの要請に応じ、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者の登録手続きについて、適宜、協力する。(保健センター)

(I) 接種体制の構築

a 特定接種

町は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
(庶務課、保健センター、関係課)

※19 新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン

※20 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

b 住民接種

町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかに集団的接種を原則としたワクチン接種体制を構築する。(保健センター)

町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町外での接種を可能にするよう努める。(保健センター)

町は、国から示される接種体制の具体的なモデルなどを参考に、速やかに接種することができるよう、事業者、学校関係者などと協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等接種の具体的な実施方法について準備を進める。(保健センター、学校教育課、社会教育課、関係課)

c 情報提供

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に提供し、町民の理解促進を図る。(秘書広報室、保健センター)

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県などからの要請に応じ、その対策などに適宜、協力する。(保健センター)

地域医療体制の整備に関する県の対策

- 県は、国の助言などを踏まえ、発生時の地域医療体制の確保のため、二次医療圏などの圏域を単位とし、保健所（保健福祉事務所）を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、中核的医療機関、医療機関、薬局、市町村、消防などの関係者からなる対策会議を設置し、地域との関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- 県は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。
- 県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関などでの入院患者の受入準備を進める。
- 県は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策などを進めるよう要請する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県などからの要請に応じ、その対策などに適宜、協力する。（保健センター）

県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策

- 県は、すべての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成を支援に努める。
- 県は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関などのほか、公的医療機関などで入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）などを把握する。
- 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設などで医療を提供することについて検討する。
- 県は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療などの常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- 県は、社会福祉施設などの入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

ウ 手引き等の作成、研修など

県は、国が作成した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送などに関する手引きなどについて、医療機関に周知する。町は、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

県は、国と連携しながら、医療従事者などに対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。町は、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

エ 医療資器材の整備

県は、必要となる医療資器材（個人防護具、消毒薬、医療機器など）をあらかじめ備蓄・整備する。町は、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供など）、搬送、死亡時の対応などについて、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(福祉課、介護課)

イ 火葬能力などの把握

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設などについての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(環境課)

ウ 物資及び資材の備蓄など

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄などし、又は施設及び設備を整備する。(特措法第10条)(保健センター)

エ 業務計画などの策定

水道事業者である町及び簡易水道組合は、新型インフルエンザ等発生時においても業務を継続し、水を安定的かつ適切に供給できるよう、体制などを整備する。(特措法第9条)(水道課)

また、新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施するための体制及び実施に関する関係機関との連携に関する事項などをそれぞれの行動計画に定める。(特措法第9条第2項、第52条)(保健センター)

2 海外発生期

【目的】

- 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況なども注視しつつ、町内発生が遅延と早期発見に努める。
- 町内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力などについて十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力などが高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴などに関する積極的な情報収集を行う。
- 県などと連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備えて、対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備など、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 実施体制の強化など

町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、国や県などの情報について集約・共有・分析を行う。(保健センター)

町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、特措法第15条第1項の規定により、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合で、町対策本部長が必要と判断した時は、「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部」及び「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会」を設置し、国が決定した基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への町の対処方針、対策などを決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。(保健センター、関係課)

町は、医療対策上の課題及び対応を検討するため、必要に応じて、小田原医師会から意見を適宜、聴取し、対策を検討する。(保健センター)

町は、県などと連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。(秘書広報室、保健センター)

町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況などを踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県などと連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。(秘書広報室、保健センター、関係課)

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法などに基づく対策を実施する。(保健センター)

(2) サーベイランス・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県などと連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

サーベイランスに関する県の対策

- 県は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- 県は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床例などの特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する(感染症法第12条)。
- 県は、感染拡大を早期に探知するため、学校などでのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

情報収集に関する県の対策

- 海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関(WHO、国際獣疫事務局(OIE)など)、厚生労働省、国立感染症研究所の発表やインターネット等を活用し情報収集を行う。
 - ・病原体に関する情報
 - ・疫学情報(症状、症例定義、致命率など)
 - ・治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性など)

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

町は、県などと連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策などを、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞などのマスメディアの活用を基本としつつ、地方紙、ホームページ、メールマガジン、t v k データ放送などにより、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(秘書広報室、保健センター)

町は、県などと連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設などや職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(秘書広報室、庶務課、保健センター、福祉課、学校教育課、関係課)

町は、県などと連携して、未発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(秘書広報室、保健センター)

イ 情報共有

町は、国、県や関係機関などとのインターネットなどを活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(保健センター)

ウ コールセンター(相談窓口)などの設置

町は、県などからの要請に応じ、国から配布されるQ&Aなどを参考にしながら、町民からの一般的な問い合わせに対応できる保健センター内に「コールセンター(相談窓口)」を設置し、適切な情報提供を行う。(保健センター)

(4) 予防・まん延防止

ア 感染症危険情報の発出

町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者などと相互に連携して、町民に広く周知する。(秘書広報室、保健センター)

イ 予防接種

(7) 特定接種

町は、国及び県などと連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対して、集団的接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。(特措法第28条)(庶務課、保健センター、関係課)

(1) 住民接種

町は、国及び県などと連携し、特措法第46条に基づく町民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。(保健センター、学校教育課、社会教育課、関係課)

町は、国の要請により速やかに接種できるよう、集団的接種を行うことを基本として、町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(特措法第46条)(保健センター)

(5) 医療に関する県の対策

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

医療に関する県の対策	
ア 新型インフルエンザ等の症例定義	
	○県は、国の示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正などに留意し、適宜、関係機関などに周知する。
イ 医療体制の整備	
	○発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状などを有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
	○帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、郡市医師会などの協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
	○帰国者・接触者外来を有する医療機関などに対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所(保健福祉事務所)に連絡するよう要請する。
	○新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所又は保健所設置市が有する衛生研究所において、亜型などの同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。
ウ 帰国者・接触者相談センターの設置	
	○帰国者・接触者相談センターを設置する。
	○発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状などを有する者は、帰国者・接触者相談センターなどを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
エ 医療機関などへの情報提供	
	○県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報などを、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

医療に関する県の対策

オ 検査体制の整備

○県は、病原体の情報に基づき、県衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立する。

○衛生研究所を有する保健所設置市においては、県と同様に、新型インフルエンザ等に対するPCRなどの検査体制を整備する。

カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用など

○県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

○県は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者などに、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

○県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を実施するための準備について関係団体などを通じて事業者に要請する。町は、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(庶務課、保健センター、関係課)

また、水道事業者である町及び簡易水道組合は、事業継続に向けた準備を行う。(水道課)

イ 要援護者対策

新型インフルエンザ等発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。(福祉課、介護課、関係課)

ウ 遺体の火葬・安置

町は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置する場所の確認を行うとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な「非透過性納体袋」などを準備する。(環境課)

3 県内未発生期

【目的】

○町内発生に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

○町内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。

○国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針や県の対処方針、対策などに基づき、必要な対策を行う。

○国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、湯河原町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、県内未発生であっても積極的な感染対策を行う。

(1) 実施体制

ア 実施体制の強化など

町は、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、直ちに、「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部」及び「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会」を設置し、町の対処方針、対策などを決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。(保健センター、関係課)

○湯河原町新型インフルエンザ等対策本部の開催

町長を本部長とする湯河原町新型インフルエンザ等対策本部を開催し、県の対処方針に基づき、町の対処方針、対策を決定する。

○湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会の開催

本部長（町長）が指名する課長級職員で構成される湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会を開催し、対策を総合的に推進するための課題を具体的に検討する。

町は、医療対策上の課題及び対応を検討するため、必要に応じて、小田原医師会の意見を適宜、聴取し、対策に反映する。(保健センター)

【緊急事態宣言（特措法第32条）】

新型インフルエンザ等が世界のいずれかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断を踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点である程度の症例などの知見の集積が得られることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である、特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし、（特措法施行令第6条第1項）その運用に当たって海外及び国内の臨床例などの知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針など諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させる恐れがある行動をとっていた場合、その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県などと連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、適宜、協力する。（保健センター）

サーベイランスに関する県の対策

- 県は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握、学校などでの集団発生の把握の強化を実施する。
- 県は、医療機関などに対して症状や治療などに関する情報を迅速に提供するなどのため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- 県は、国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受けるとともに、国と連携し、必要な対策を実施する。

情報収集に関する県の対策

○県は、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所などの発表やインターネットなどを活用し、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性などに関する必要な情報を収集する。

(3) 情報提供・共有**ア 情報提供**

町は、県などと連携して、町民などに対して防災行政無線、地方紙、ホームページ、メールマガジン、tvkデータ放送などにより、国内外の発生状況と現在の対策、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（秘書広報室、保健センター）

町は、県などと連携して、海外発生期に引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、患者となった場合の対応（受診の方法など）を周知する。また、学校・保育施設などや職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（秘書広報室、庶務課、保健センター、福祉課、学校教育課、関係課）

町は、町民からの相談窓口などに寄せられる問い合わせ、県や関係機関などから寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民に情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。（秘書広報室、保健センター）

イ コールセンター（相談窓口）の設置の体制充実・強化

町は、県などからの要請に応じ、町民からの相談増加に備え、設置したコールセンター（相談窓口）の体制を充実・強化する。（保健センター）

町は、国から配布されたQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。（保健センター）

(4) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止対策

町は、県などと連携して、町民、事業所、福祉施設などに対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施などの基本的な感染対策の周知を図る。(秘書広報室、保健センター、福祉課、介護課、関係課)

町は、県などと連携して、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(庶務課、保健センター、関係課)

町は、県などと連携して、ウイルスの病原性などの状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設などにおける感染対策の実施に資する、県が示す目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう、学校の設置者に要請する。(保健センター、福祉課、学校教育課)

町は、県などと連携して、公共交通機関などに対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(地域政策課、保健センター、関係課)

町は、県など連携して、病院、高齢者施設などの基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設などにおける感染対策を強化するよう要請する。(保健センター、介護課)

イ 水際対策

県は、引き続き、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査などについて、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、市町村その他関係機関と情報共有を行う。町は、県からの要請に応じ、適宜、協力する。(保健センター)

ウ 予防接種

(7) ワクチンの供給

県は、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。町は、県などと連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健センター)

(イ) 特定接種

町は、海外発生期に引き続き、特定接種を進める。(庶務課、保健センター、関係課)

(ウ) 住民接種

町は、県などと連携して、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者などの発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、町民への接種に関する情報提供を行う。(秘書広報室、保健センター)

接種の実施にあたり、国及び県などと連携して、公的な施設(保健センター、学校など)を活用するか、医療機関に委託するなどにより接種会場を確保し、町内に居住する者を対象に速やかに「集団的接種」を行う。(保健センター、学校教育課、社会教育課、関係課)

(I) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県内が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、県は必要に応じ、次の対策を行う。

町は、県などと連携して、積極的に情報を収集するとともに、町は県から要請に応じ、適宜、協力する。住民接種については、緊急事態措置を実施すべき区域の指定にかかわらず、町は基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、町内に居住する者を対象に予防接種法第6条第1項に規定する「臨時の予防接種」を実施する。

【緊急事態宣言がされている場合の県の対策】

- 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。なお、対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所など（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期など）の要請を行う。
- 要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行った際には、指示を行う
- 県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際にはその施設名を公表する。
- 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所など以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

(5) 医療に関する県の対策

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

医療に関する県の対策**ア 医療体制の整備（帰国者・接触者相談センターの充実・強化）など**

- 県は、帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。(24時間体制など) また、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状などを有する者は、帰国者・接触者相談センターなどを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- 県は、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、郡市医師会などの協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- 県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

イ 患者への対応など

- 県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所又は保健所設置市が有する衛生研究所へ送付し、新型インフルエンザ等のPCR検査などの確定検査を行う。
- 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者などの濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員などであって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関などに移送する。

ウ 医療機関等への情報提供

- 県は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報などを医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- 県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関などに対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- 県は、海外発生期に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

オ 医療機関・薬局における警戒活動

- 県警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動などを行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

○医療等の確保（特措法第47条）

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者などである指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売などを確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

町は、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。（庶務課、保健センター、関係課）

イ 要援護者への生活支援

町は、県内感染期に備え、高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供など）、搬送、死亡時の対応などについて、世帯把握とともに支援等の準備を行う。（福祉課、介護課）

ウ 遺体の火葬・安置

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、「臨時遺体安置所」として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（環境課）

町は、町内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に、準備した保存剤や非透過性納体袋が手渡りできるよう調整する。（環境課）

エ 町民・事業者への呼びかけ

町は、町民に対して、食料品、生活必需品などの購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(秘書広報室、関係課)

町は、事業者に対して、食料品、生活関連物資などの価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(観光課、関係課)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、県は必要に応じ、次の対策を行う。

○事業者の対応など

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は国から示された当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

○電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置など、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、町、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

○運送・通信・郵便の確保(特措法第53条)

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用など、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

○サービス水準に係る国民への呼びかけ

町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

○緊急物資の運送等（特措法第54条）

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品などの緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

○生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）

町は、県などと連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資などの適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資などの価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体などに対して供給の確保や便乗値上げの防止などの要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

○犯罪の予防・取締り

県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

4 県内発生早期

【目的】

- 町内での感染拡大をできる限り抑える。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策などを行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況などにより、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行った場合は、積極的な感染対策などをとる。
- 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備など、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、国及び県と調整を図りできるだけ速やかに実施する。
- 患者数が増加した場合は、国内の発生状況と県の行動計画を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行を検討する。

(1) 実施体制

ア 実施体制の強化など

町は、県内未発生期に設置された「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部」及び「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会」において、県内発生早期の対策を確認する。(保健センター、関係課)

町は、医療対策上の課題及び対応を検討するため、必要に応じて、小田原医師会医師会の意見を適宜、聴取し、対策に反映する。(保健センター)

町は、県内未発生期に引き続き、県などと連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。(秘書広報室、保健センター)

町は、県内未発生期に引き続き、国が病原体の特性、感染拡大の状況などを踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県などと連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。(秘書広報室、保健センター)

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(7) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、神奈川県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき、必要な対策を実施する。

<補足>

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況なども勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮される。

(1) 市町村対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条による湯河原町新型インフルエンザ等対策本部を直ちに設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

県は、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県などと連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(保健センター)

サーベイランスに関する県の対策

- 県は、県内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- 県は、医療機関などに対して症状や治療などに関する情報を迅速に提供するなどのため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- 県は、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、発生状況を迅速に国に情報提供する。また、国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

調査研究に関する県の対策

○県は、発生した県内患者について、初期の段階には、国から派遣される積極的疫学調査チームと連携して、調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期など情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

町は、県などと連携して、県内未発生期に引き続き、町民などに対して、防災行政無線、地方紙、町ホームページ、メールマガジン、tvkデータ放送などにより、国内外の発生状況と具体的な対策などを対策の決定プロセス対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(秘書広報室、保健センター)

町は、県などと連携して、県内未発生期に引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、患者となった場合の対応(受診の方法など)を周知する。また、学校・保育施設などや職場内での感染対策についての情報を適切に提供する。(秘書広報室、庶務課、保健センター、福祉課、学校教育課、関係課)

町は、町民から相談窓口などに寄せられる問い合わせや関係機関などから寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民に情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。(秘書広報室、保健センター)

イ 情報共有

町は、県内未発生期に引き続き、国、県や関係機関などとのインターネットなどを活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(保健センター)

ウ コールセンター（相談窓口）の体制充実・強化

町は、県などからの要請に応じ、県内未発生期に引き続き、設置したコールセンター（相談窓口）体制を充実・強化する。（保健センター）

町は、国から配布されたQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。（保健センター）

(4) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

県は、県内発生早期となった場合には、国と連携し、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置など）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施など）の措置を行う。町は、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。（保健センター）

イ 県などとの連携による町民・事業所などへの要請

町は、県内未発生期に引き続き、県などと連携して、町民、事業所、福祉施設などに対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けるなど基本的な感染対策などを勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。さらに、職場内における感染対策の徹底を要請する。（庶務課、保健センター、関係課）

町は、県内未発生期に引き続き、県などと連携して、ウイルスの病原性などの状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設などにおける感染対策の実施に資する、国が示す目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（保健センター、福祉課、学校教育課）

町は、県内未発生期に引き続き、県などと連携して、公共交通機関などに対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講ずるよう要請する。（地域政策課、保健センター、関係課）

町は、県内未発生期に引き続き、県などと連携して、病院、高齢者施設などの基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設などにおける感染対策を強化するよう要請する。(保健センター、介護課)

ウ 水際対策

県は、引き続き、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査などについて、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、市町村その他関係機関と情報共有を行う。町は、県などからの要請に応じ、適宜、協力する。(保健センター)

国では、国内などの状況を踏まえ、検疫の強化措置の縮小を判断した場合には、その情報を関係機関に周知する。町は、国及び県などからの要請に応じ、適宜、協力する。(保健センター)

エ 予防接種

(7) ワクチンの供給

県は、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。町は、県と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健センター)

(1) 住民接種

町は、県内未発生期に引き続き、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者などの発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、町民への接種に関する情報提供を行う。(秘書広報室、保健センター)

町は、県内未発生期と同様に、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、小田原医師会の協力を得て、接種を実施する。(保健センター)

町は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設（保健センター・学校など）を活用するか、医療機関に委託するなどにより接種会場を確保し、町内に居住する者を対象に速やかに「集団的接種」を行う。（保健センター、学校教育課、社会教育課、関係課）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされ、神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合、県では、必要に応じ次のとおり対策を行う。町は、県などと連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。また、住民接種については、緊急事態措置を実施すべき区域の指定にかかわらず、町は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する「臨時の予防接種」を実施する。

※県の取り組み（県内未発生期の記載内容とする。）

(5) 医療

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、適宜、協力する。（保健センター）

医療に関する県の対策

ア 医療体制の整備

- 県は、海外発生期及び県内未発生期に引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- 県は、海外発生期及び県内未発生期に引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状などを有する者は、帰国者・接触者外来での診療を継続する。
- 患者等が増加してきた段階においては、県は、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

医療に関する県の対策

イ 患者への対応など

○県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関などに移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

○県は、国と連携し、必要と判断した場合に、県衛生研究所又は保健所設置市が有する衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査などを行う。すべての新型インフルエンザ等患者のPCR検査などによる確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査などは重症者などに限定して行う。

○県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者などの濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員などであって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関などに移送する。

ウ 医療機関等への情報提供

○県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報などを医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

エ 抗インフルエンザウイルス薬

○県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関などに対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

○県は、海外発生期及び県内未発生期に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

オ 医療機関・薬局における警戒活動

○県警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動などを行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ次の対策を行う。

医療等の確保（特措法第47条）

○医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者などである指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売などを確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

町は、町内の事業者に対し、県内未発生期に引き続き、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。（庶務課、保健センター、関係課）

イ 要援護者への生活支援

町は、高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供など）、搬送、死亡時の対応等について、世帯把握とともに支援に備える。（福祉課、介護課）

ウ 遺体の火葬・安置

町は、県内未発生期に引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力の限界を超える場合に備えて、臨時遺体安置所として使用する場所を準備する。（環境課）

エ 町民・事業者への呼びかけ

町は、町民に対して、県内未発生期に引き続き、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（秘書広報室、関係課）

町は、事業者に対して、県内未発生期に引き続き、食料品、生活関連物資などの価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。町は、県などからの要請に応じ、適宜、協力する。(観光課、関係課)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ次の対策を行う。

- 事業者の対応など
- 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第52条）
- 運送・通信・郵便の確保（特措法第53条）
- サービス水準に係る国民への呼びかけ
- 緊急物資の運送等（特措法第54条）
- 生活関連物資等の価格の安定等
- 犯罪の予防・取締り

※対策の内容については、県内未発生期と同様な措置を行う。

5 県内感染期**【目的】**

- 医療体制を維持する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な「感染拡大防止」から「被害軽減」に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。
- 町内の発生状況などを勘案し、実施すべき対策の判断を行う。
- 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況などについて周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 流行のピークの入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。

(1) 実施体制**ア 実施体制の強化など**

県が「県内感染期」に入ったことを宣言した場合には、「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部」及び「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会」において、各部の連携を一層強化し、県内感染期における対策などを決定し、実施する。(保健センター、関係課)

○湯河原町新型インフルエンザ等対策本部の開催

町長を本部長とする湯河原町新型インフルエンザ等対策本部を開催し、県の対処方針に基づき、町の対処方針、対策を決定する。

○湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会の開催

本部長（町長）が指名する課長級職員で構成される湯河原町新型インフルエンザ等対策本部幹事会を開催し、対策を総合的に推進するための課題を具体的に検討する。

町は、医療対策上の課題及び対応を検討するため、必要に応じて、小田原医師会の意見を適宜、聴取し、対策に反映する。(保健センター)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

ア 「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部」の設置

イ 他の地方公共団体による代行、応援等（特措法第38条・第39条）

県又は県内市町村が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援などの措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

サーベイランスに関する県の対策

- 県は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- 県は、国内のリアルタイムの発生状況の情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施する。

イ 情報収集

町は、引き続き、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や県からの情報及びインターネットなどを活用し、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性などに関する必要な情報を収集する。（保健センター）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

町は、県などと連携して、県内発生早期に引き続き、町民に対して、防災行政無線による放送、地方紙、ホームページ、メールマガジン、t v k データ放送などにより、県内外及び本町の発生状況と具体的な対策など、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(秘書広報室、保健センター)

町は、県などと連携して、県内発生早期に引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、患者となった場合の対応(受診の方法など)を周知する。また、学校・保育施設などや職場内での感染対策についての情報を適切に提供し、社会活動の状況についても、情報提供する。(庶務課、保健センター、福祉課、学校教育課、関係課)

町は、県内発生早期に引き続き、町民から相談窓口及びコールセンターなどに寄せられる問い合わせ、近隣市町や関係機関などから寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。(秘書広報室、保健センター)

イ 情報共有

町は、県内発生早期に引き続き、国、県や関係機関などとのインターネットなどを活用し、リアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(保健センター)

ウ コールセンター(相談窓口)などの継続

町は、県などからの要請に応じ、相談窓口及びコールセンターなどを継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改訂などを踏まえながら、適切な情報提供を行う。ただし、状況に応じて充実・強化体制の緩和を図る。(保健センター)

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

町は、県内発生早期に引き続き、県などと連携して、町民、事業所、福祉施設などに対し、引き続きマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤などの基本的な感染対策などを強く勧奨する。また、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。さらに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(庶務課、保健センター、関係課)

町は、県内発生早期に引き続き、県などと連携して、ウイルスの病原性などの状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設などにおける感染対策の実施に資する、県が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(保健センター、福祉課、学校教育課)

町は、県内発生早期に引き続き、県などと連携して、公共交通機関などに対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(地域政策課、保健センター、関係課)

町は、県内発生早期に引き続き、県などと連携して、病院、高齢者施設などの基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設などにおける感染対策を強化するよう要請する。(保健センター、介護課)

イ 水際対策

県内発生早期の記載内容と同様とする。(保健センター)

ウ 予防接種

住民接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）を継続して実施する。(保健センター、学校教育課、社会教育課、関係課)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされ、神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、県は、必要に応じ、次のとおり対策を行う。ただし、住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

また、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれるなどの特別な状況において、県は基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所などに対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期など）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所などに対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所など以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。また、県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- 町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（保健センター、学校教育課、社会教育課、関係課）

(5) 医療

町は、国及び県と連携して、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関などから要請があった場合には、「在宅で療養する患者への支援」（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（福祉課、介護課）

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、適宜、協力する。（保健センター）

医療に関する県の対策	
ア 患者への対応など	<p>○県は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関などを除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。</p> <p>○県は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</p> <p>○県は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬などの処方箋を発行し、ファクシミリなどにより送付することについて国が示す対応方針を周知する。</p> <p>○県は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。</p>
イ 医療機関などへの情報提供	<p>○県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報などを医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p>
ウ 抗インフルエンザウイルス薬	<p>○県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、不足している場合には、県備蓄分を当該地域に放出する。さらに不足している場合には、国に対して、国備蓄分の放出を要請する。</p>

医療に関する県の対策

● 医療機関・薬局における警戒活動

○県警察本部は、引き続き、医療機関、薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動などを行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、県は必要に応じ、次の対策を行う。

ア 医療等の確保（特措法第47条）

○医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者などである指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売などを確保するために必要な措置を講ずる。

イ 臨時の医療施設等（特措法第48条第1項及び第2項）

○県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）などのほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者などに対する医療の提供を行うため臨時の医療施設を設置（特措法第48条第1項及び第2項）し、医療を提供する。町は、これらの臨時の医療設備の設置に協力し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行が最盛期を越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送するなどにより順次閉鎖する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

町は、町内の事業者に対し、県内発生早期に引き続き、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。（庶務課、保健センター、関係課）

イ 要援護者への生活支援

町は、高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供など）、搬送、死亡時の対応などを行う。（福祉課、介護課）

ウ 遺体の火葬・安置

町は、県内発生早期に引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力の限界を超える場合に備えて、臨時遺体安置所として使用する場所を準備する。（環境課）

エ 町民・事業者への呼びかけ

町は、県などと連携し、町民に対し、県内発生早期に引き続き、食料品、生活必需品などの購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（秘書広報室、関係課）

町は、県などと連携し、事業者に対して、県内発生早期に引き続き、食料品、生活関連物資などの価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。（観光課、関係課）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、県は必要に応じ、次の対策を行う。

ア 業務の継続など

○指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

○県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況などを確認し、必要な対策を速やかに検討する。

イ 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第52条）

県内未発生期と同様な措置を行う。

ウ 運送・通信・郵便の確保（特措法第53条）

県内未発生期と同様な措置を行う。

エ サービス水準に係る町民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

オ 緊急物資の運送等（特措法第54条）

県内未発生期と同様な措置を行う。

カ 物資の売渡しの要請等（特措法第55条）

○県は、対策の実施に必要な物資の確保にあたっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資などが使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

○県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合は、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

キ 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）

○県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資などの適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資などの価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体などに対して供給の確保や便乗値上げの防止などの要請を行う。

○県及び市町村は、生活関連物資などの需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

○県は、米穀、小麦などの供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

○市町村は、生活関連物資などの価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

ク 新型インフルエンザ発生時の要援護者への生活支援

○県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供など）、搬送、死亡時の対応などを行うよう要請する。

○犯罪の予防・取締り

県内未発生期と同様な措置を行う。

コ 埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）

○県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

○県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設などを直ちに確保するよう要請する。

○県は、新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、市町村及び広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。

6 小康期

【目的】

○町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達など、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。

○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供をする。

○情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。

○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更、緊急事態宣言、政府対策本部などの廃止

(7) 基本的対処方針の変更（国）

国は、基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び対策の縮小・中止をする措置などの対処方針を公示する。

(1) 緊急事態解除宣言（国）

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。（新型インフルエンザ等緊急事態宣言を実施する必要がなくなったと認めるときも含む。）

(ウ) 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等に感染症に対する免疫を獲得したことなどにより新型インフルエンザ等に感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、国会に報告し公示する。

(I) 県対策本部の廃止

県は、特措法第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、本県が小康期に入ったことを宣言し、対策本部を廃止する。

イ 市町村対策本部などの廃止

町は、特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされたときは、遅滞なく「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、小康期に入ったことを宣言し、対策本部及び対策本部幹事会を廃止する。(保健センター、関係課)

ウ 対策の評価・見直し

町は、これまでの各段階における対策本部記録の活用・評価を「湯河原町新型インフルエンザ等対策本部」において行い、国による政府行動計画及び同ガイドラインなどの見直し、県による県行動計画、ガイドラインなどの見直しを踏まえ、町行動計画などの必要な見直しを行う。(保健センター)

町は、町行動計画の見直しの際は、新型インフルエンザ等における医療対策上の課題及び対応を検討するため、小田原医師会の意見を適宜、聴取し、見直しに反映する。(特措法第8条第7項)(保健センター)

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

県は、通常のコサーベイランスを継続する。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、適宜、協力する。(保健センター)

県は、再流行を早期に探知するため、学校などでの新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、適宜、協力する。(保健センター)

イ 情報収集

町は、国、県、国際機関などから海外・国内の感染状況などの情報収集に努める。(保健センター)

(3) 情報提供・共有

ア 情報収集

町は、県などと連携して、引き続き、町民に対し、防災行政無線、地方紙、ホームページ、メールマガジン、t v kデータ放送などにより、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(秘書広報室、保健センター)

町は、町民からコールセンター(相談窓口)などに寄せられた問い合わせ、他市町村や関係機関などから寄せられた情報などをとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(保健センター)

イ 情報共有

町は、県などと連携して、インターネットなどを活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。(保健センター)

ウ コールセンター（相談窓口）などの体制の縮小

町は、県などからの要請に応じ、コールセンター（相談窓口）などについては、状況を見ながら縮小する。(保健センター)

(4) 予防・まん延防止

町は、県などと連携して、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者などへの情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。(秘書広報室、保健センター)

ア 予防接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく「新臨時接種」を進める。(保健センター、学校教育課、社会教育課、関係課)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県などからの要請に応じ、適宜、協力する。(保健センター)

医療に関する県の対策**ア 医療体制**

○県は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生前の通常の医療体制に戻す。

イ 抗インフルエンザ薬

○県は、国が作成する治療指針(国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む。)を医療機関に対し周知する。

○県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】**○新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止など**

町は、国や県と連携し、県内の状況などを踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ

町は、県などと連携して、必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活関連物資などの購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(秘書広報室、関係課)

県は、事業者に対して、県内感染期に引き続き、食料品、生活関連物資などの価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。町は、県などからの要請に応じ、適宜、協力する。(観光課、関係課)

イ 要援護者への生活支援

町は、高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供など）、搬送、死亡時の対応などについて、引き続き、支援を行う。(福祉課、介護課)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

ア 業務の再開

○県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県などからの要請に応じ、適宜、協力する。

○県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況などの確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。町は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県などからの要請に応じ、適宜、協力する。

イ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止など

○町は、国、県と連携し、町内の状況などを踏まえ、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（県行動計画抜粋）

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1 実施体制

(1) 体制強化

県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、副知事を本部長とする新型インフルエンザ等対策会議を設置するとともに、同会議を開催し、対処方針について協議・決定する。（保健福祉局、関係局）

県は、必要に応じて現地新型インフルエンザ等対策本部を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。（保健福祉局、関係局）

(2) 家きん等への防疫対策

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル」、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル」、「高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のヒトへの感染防止対応マニュアル」及び「食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生（疑い）時連絡体制」に基づき対応し、患者発生時においては、「鳥インフルエンザ（H5N1）対応ガイドライン」により対応する。（安全防災局、環境農政局、保健福祉局、関係局）

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。（保健福祉局、環境農政局、関係局）

(2) 国との情報交換

県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況につい

て、国との情報交換を行う。(保健福祉局)

(3) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(保健福祉局)

3 情報提供・共有

県は、県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。(保健福祉局)

4 予防・まん延防止

(1) 疫学調査、感染対策

県は、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。(保健福祉局)

県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。(保健福祉局)

県は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。(保健福祉局)

警察本部、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

5 医療

(1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

県は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。(保健福祉局)

県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、県衛生研究所においても検査を実施する。(保健福祉局)

県は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。（保健福祉局）

(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。（保健福祉局）

県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。（保健福祉局）

用語解説（アイウエオ順）

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずらなど、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状などを有するものを対象とした外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状などを有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の疾病。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋などをいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（MortalityRate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時などに、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者などに対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療などを行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を越えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物などに濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）が発病したと推定される日の1日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

ア 世帯内接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）と同一住所に居住する者。

イ 医療関係者など

個人防護具（PPE）を装着しなかった又は正しく着用しない等、必要な感染防止なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）の診察、処置、搬送などに直接関わった医療関係者や搬送担当者。

ウ 汚染物質への接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）由来の血液、体液、分泌物（痰など（汗を除く。））などに、必要な感染予防策なしで接触した者など。

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）と接触があった者。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

特定接種の対象となる地方公務員

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	湯河原町における職種	担当部署
町対策本部の意思決定、総合調整などに関する事務	町対策本部員	
町対策本部の事務	町対策本部事務局職員	保健センター
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健センター職員	保健センター
新型インフルエンザ等対策に必要な町の予算の議決、議会への報告	町議会議員	議会事務局
地方議会の運営	議会事務局職員	議会事務局

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	湯河原町における職種	担当部署
救急、消火、救助など	消防職員、消防団員	消防署

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

特定接種の対象となる職務	湯河原町における職種	担当部署
新型インフルエンザ等発生時における水の安定的・適切な供給	水道課職員	水道課
新型インフルエンザ等発生時における下水道の適正な運営	下水道課職員	下水道課

神奈川県内の感染症指定医療機関

(1) 第一種感染症指定医療機関 (1 医療機関)

病院名	住所	病床数	設置者	電話番号
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56	2 床	横浜市長	045-331-1961

(2) 第二種感染症指定医療機関 (8 医療機関)

病院名	住所	病床数	設置者	電話番号
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56	24 床	横浜市長	045-331-1961
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	12 床	川崎市長	044-233-5521
平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	6 床	平塚市長	0463-32-0051
地方独立法人神奈川県立病院機構神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866-1	6 床	地方独立法人神奈川県立病院機構	0465-83-0351
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	6 床	横須賀市長	046-856-3126
藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	6 床	藤沢市長	0466-25-3111
厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	6 床 ※	厚木市長	046-221-1570
神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	相模原市緑区橋本 2-8-18	6 床	神奈川県厚生農業協同組合連合会	042-772-4291

※厚木市立病院は、改修工事のため 1 床で運用中 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条~第 5 条）
- 第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等（第 6 条~第 13 条）
- 第 3 章 新型インフルエンザ等の発生時における措置（第 14 条~第 31 条）
- 第 4 章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
 - 第 1 節 通則（第 32 条~第 44 条）
 - 第 2 節 まん延の防止に関する措置（第 45 条・第 46 条）
 - 第 3 節 医療等の提供体制の確保に関する措置（第 47 条~第 49 条）
 - 第 4 節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置（第 50 条~第 61 条）
- 第 5 章 財政上の措置等（第 62 条~第 70 条）
- 第 6 章 雑則（第 71 条~第 75 条）
- 第 7 章 罰則（第 76 条~第 78 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- (2) 新型インフルエンザ等対策第 15 条第 1 項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第 21 条第 1 項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- (4) 指定行政機関次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
- イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- (5) 指定地方行政機関指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。
- (6) 指定公共機関独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第4項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- (7) 指定地方公共機関都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

第3条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

- 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
- 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(事業者及び国民の責務)

第 4 条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第 28 条第 1 項第 1 号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第 5 条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

(政府行動計画の作成及び公表等)

第 6 条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- (2) 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

- イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集

- ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供

- ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第 16 条第 8 項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進

ニ 検疫、第 28 条第 3 項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整

ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(3) 第 28 条第 1 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項

(4) 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第 1 項に規定する都道府県行動計画及び第 9 条第 1 項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

(5) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

(6) 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 内閣総理大臣は、第 4 項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

8 第 3 項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

（都道府県行動計画）

第 7 条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2) 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供

ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置

ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- (3) 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第1項に規定する市町村行動計画及び第9条第1項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
 - (4) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - (5) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
 - 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 6 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
 - 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
 - 8 前条第5項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。
 - 9 第3項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

(4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)

第9条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「業務計画」という。)を作成するものとする。

- 2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
 - (2) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。
- 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 第7条第7項の規定は、業務計画の作成について準用する。
- 6 前3項の規定は、業務計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第10条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(第12条及び第51条において「指定行政機関の長等」という。)は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第 11 条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

（訓練）

第 12 条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 指定行政機関の長等は、第 1 項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

（知識の普及等）

第 13 条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

第 3 章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

（新型インフルエンザ等の発生等に関する報告）

第 14 条 厚生労働大臣は、感染症法第 44 条の 2 第 1 項又は第 44 条の 6 第 1 項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

（政府対策本部の設置）

第 15 条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第 6 条第 6 項第 1 号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 4 項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

（政府対策本部の組織）

第 16 条 政府対策本部の長は、新型インフルエンザ等対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

2 政府対策本部長は、政府対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下この条及び第 20 条第 3 項において「政府対策副本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策本部員（以下この条において「政府対策本部員」という。）その他の職員を置く。

- 4 政府対策副本部長は、国務大臣をもって充てる。
- 5 政府対策副本部長は、政府対策本部長を助け、政府対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。政府対策副本部長が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ政府対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 政府対策本部員は、政府対策本部長及び政府対策副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官を含む。）がその職務を代行することができる。
- 7 政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長（国務大臣を除く。）その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部長の定めるところにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地対策本部（以下この条において「政府現地対策本部」という。）を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第4項の規定は、適用しない。
- 9 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは当該政府現地対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。
- 10 政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部長（次項及び第12項において「政府現地対策本部長」という。）及び新型インフルエンザ等現地対策本部員（同項において「政府現地対策本部員」という。）その他の職員を置く。
- 11 政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 政府現地対策本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。
（政府対策本部の所掌事務）

第17条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第1項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 第20条第1項及び第33条第1項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
（基本的対処方針）

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(指定行政機関の長の権限の委任)

第19条 指定行政機関の長は、政府対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要な権限の全部又は一部を当該政府対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部長の権限)

第20条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 政府対策本部長は、第1項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部の廃止)

第21条 政府対策本部は、第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第44条の2第3項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第53条第1項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第22条 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

第 23 条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあつては、第 4 号に掲げる者を除く。）をもって充てる。

- (1) 副知事
- (2) 都道府県教育委員会の教育長
- (3) 警視総監又は道府県警察本部長
- (4) 特別区の消防長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者

3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第 24 条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第 33 条第 2 項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5 都道府県対策本部長は、第 1 項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

6 都道府県対策本部長は、第 1 項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第 25 条 第 21 条第 1 項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第 26 条 第 22 条から前条まで及び第 33 条第 2 項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求)

第 27 条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(特定接種)

第 28 条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第 3 項及び第 4 項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
 - (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、第 1 項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第 31 条において「特定接種」という。）及び同項第 1 号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、

官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第1項第1号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第7条及び第7条の2中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第11条第1項、第14条及び第15条第1項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第11条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第21条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第11条第1項、第14条及び第15条第1項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第11条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第21条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第11条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第21条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（停留を行うための施設の使用）

第29条 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生国（新型インフルエンザ等の発生した外国をいう。以下この項において同じ。）における新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況並びに我が国における検疫所の設備の状況、検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号に掲げる措置（第5項及び次条第1項において「停留」という。）をされるべき者の増加その他の事情を勘案し、検疫を適切に行うため必要があると認めるときは、検疫港（同法第3条に規定する検疫港をいう。第4項において同じ。）及び検疫飛行場（同法第3条に規定する検疫飛行場をいう。第4項において同じ。）のうち、発生国を発航し、又は発生国に寄航して来航しようとする船舶又は航空機（当該船舶又は航空機の内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいるものに限る。第4項及び次条第2項において「特定船舶等」

という。)に係る検疫を行うべきもの(以下この条において「特定検疫港等」という。)を定めることができる。

- 2 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めようとするときは、国土交通大臣に協議するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
- 4 検疫所長は、特定検疫港等以外の検疫港又は検疫飛行場に、特定船舶等が来航したときは、特定検疫港等に回航すべき旨を指示するものとする。
- 5 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長(第71条第1項において「特定検疫所長」という。)は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであって、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設(特定検疫港等の周辺の区域であって、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。)の管理者が正当な理由がないのに検疫法第16条第2項(同法第34条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)若しくは第34条の4第1項の規定による委託を受けず、若しくは同法第16条第2項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第34条の4第1項の規定による委託をできず、若しくは同法第16条第2項の同意を求めることができないときは、同項又は同法第34条の4第1項の規定にかかわらず、同法第16条第2項若しくは第34条の4第1項の規定による委託をせず、又は同法第16条第2項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。
- 6 第2項及び第3項の規定は、特定検疫港等の変更について準用する。

(運航の制限の要請等)

- 第30条 厚生労働大臣は、前条の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であると認められ、新型インフルエンザ等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止できないおそれがあるときは、政府対策本部長に対し、その旨を報告しなければならない。
- 2 政府対策本部長は、前項の規定による報告を踏まえ、新型インフルエンザ等の国内における発生を防止し、国民の生命及び健康に対する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、当該特定船舶等の来航を制限するよう要請することができる。
 - 3 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(医療等の実施の要請等)

- 第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)
- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第1節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- 2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

第 33 条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第 20 条第 1 項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第 19 条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

2 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第 24 条第 1 項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第 34 条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第 35 条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副市町村長

(2) 市町村教育委員会の教育長

(3) 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

(4) 前号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第 36 条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

- 3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第 24 条第 4 項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 4 市町村対策本部長は、第 1 項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 市町村対策本部長は、第 1 項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(準用)

第 37 条 第 25 条及び第 26 条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第 25 条中「第 21 条第 1 項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第 32 条第 5 項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第 26 条中「第 22 条から前条まで及び第 33 条第 2 項」とあるのは「第 34 条から第 36 条まで及び第 37 条において読み替えて準用する第 25 条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(特定都道府県知事による代行)

第 38 条 その区域の全部又は一部が第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる区域内にある市町村（以下「特定市町村」という。）の長（以下「特定市町村長」という。）は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）の知事（以下「特定都道府県知事」という。）に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、前項の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 第 2 項の規定による特定都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求)

第 39 条 特定都道府県の知事その他の執行機関（以下「特定都道府県知事等」という。）は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

2 特定市町村の長その他の執行機関（以下「特定市町村長等」という。）は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。

3 前2項の応援に従事する者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施については、当該応援を求めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

第40条 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた特定都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

（事務の委託のの特例）

第41条 特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

（職員の派遣の要請）

第42条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）をいう。以下この項及び次条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 その区域の全部又は一部が第32条第1項第2号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 特定市町村長等が第1項の規定による職員の派遣を要請するときは、特定都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。（職員の派遣義務）

第43条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）は、前条第1項の規定による要請又は地方自治法第252条の17第1項若しくは地方独立行政法人法第91条第1項の規定による求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第 44 条 災害対策基本法第 32 条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第 32 条第 1 項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

第 2 節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

第 45 条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第 2 項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

第 46 条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第 18 条第 2 項第 3 号に掲げる重要事項として、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第 6 条第 1 項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

- 3 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第21条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。
- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第22条及び第23条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第31条第2項から第5項までの規定は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第31条第2項から第4項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第3節 医療等の提供体制の確保に関する措置

(医療等の確保)

第47条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（薬事法第12条第1項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第13条第1項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。）、若しくは医薬品等販売業者（同法第24条第1項の医薬品の販売業又は同法第39条第1項の高度管理医療機器等（同項に規定する高度管理医療機器等をいう。）の販売業の許可を受けた者をいう。第54条第2項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

第48条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認めるときは、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第4項において「医療施設」という。）であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

- 2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
- 3 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び第2項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

- 4 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 1 項本文、第 3 項及び第 4 項並びに景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 77 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第 85 条第 1 項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第 2 号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第 77 条第 1 項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第 2 号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。
- 5 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。
- 6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第 7 条第 1 項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第 2 項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（6 月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。
- 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して 10 日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

（土地等の使用）

第 49 条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第 72 条第 1 項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

第 4 節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

（物資及び資材の供給の要請）

第 50 条 特定都道府県知事又は特定市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあ

っては特定都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第 51 条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第 52 条 電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項に規定する水道用水供給事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 5 項に規定する工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第 53 条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

第 54 条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第 3 項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。
- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

- 2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- 3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があつたときは、自ら前3項の規定による措置を行うことができる。

(埋葬及び火葬の特例等)

第56条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつた場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができる。

- 2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。

3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等)

第 57 条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条から第 6 条までの規定は、新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用する。この場合において、同法第 2 条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第 1 項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立、」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに第 6 条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同法第 2 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条第 1 項並びに第 6 条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第 3 条第 1 項及び第 3 項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

(金銭債務の支払猶予等)

第 58 条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払（貸金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第 109 条第 3 項から第 7 項までの規定は、前項の場合について準用する。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第 59 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資)

第 60 条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は措置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

第 61 条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 財政上の措置等

(損失補償等)

第 62 条 国及び都道府県は、第 29 条第 5 項、第 49 条又は第 55 条第 2 項、第 3 項若しくは第 4 項(同条第 1 項に係る部分を除く。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 国及び都道府県は、第 31 条第 1 項若しくは第 2 項(第 46 条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による要請に応じ、又は第 31 条第 3 項(第 46 条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前 2 項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第 63 条 都道府県は、第 31 条第 1 項の規定による要請に応じ、又は同条第 3 項の規定による指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(医薬品等の譲渡等の特例)

第 64 条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

第 65 条 法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第 66 条 第 38 条第 2 項の規定により特定都道府県知事が特定市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村の長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通

常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第 67 条 第 39 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 40 条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該特定都道府県又は当該特定市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

第 68 条 特定都道府県は、特定都道府県知事が第 48 条第 2 項又は第 56 条第 3 項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 特定都道府県知事は、第 48 条第 2 項若しくは第 56 条第 3 項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたとき、又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

第 69 条 国は、第 65 条の規定により都道府県が支弁する第 48 条第 1 項、第 56 条第 2 項、第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条第 1 項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

(1) 当該費用の総額が、第 15 条第 1 項の規定により政府対策本部が設置された年の 4 月 1 日の属する会計年度(次号において「当該年度」という。)における当該都道府県の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)第 2 条第 4 項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。)の 100 分の 2 に相当する額以下の場合当該費用の総額の 100 分の 50 に相当する額

(2) 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の 100 分の 2 に相当する額を超える場合イからハマまでに掲げる額の合計額

イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の 100 分の 2 の部分の額の 100 分の 50 に相当する額

ロ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の 100 分の 2 を超え、100 分の 4 以下の部分の額の 100 分の 80 に相当する額

ハ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の 100 分の 4 を超える部分の額の 100 分の 90 に相当する額

2 前項の規定は、第 46 条第 3 項の規定により読み替えて適用する予防接種法第 21 条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第 6 条第 1 項の規定による予防接種を行うために要する費用及び当該予防接種に係る同法第 11 条第 1 項の規定による給付に要

する費用について準用する。この場合において、前項中「当該都道府県」とあるのは「当該市町村」と、「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同項第2号中「100分の4」とあるのは「100分の2」と読み替えるものとする。

- 3 都道府県は、第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する費用の額から前項において読み替えて準用する第1項の規定により国が負担する額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を負担する。

(新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置)

第70条 国は、前条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(公用令書の交付)

第71条 第29条第5項、第49条第2項並びに第55条第2項、第3項及び第4項(同条第1項に係る部分を除く。)の規定による処分については、特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

- 2 災害対策基本法第81条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

第72条 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第49条の規定により土地等を使用し、又は第55条第2項若しくは第4項の規定により特定物資を収用し、若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により特定物資の保管を命ずるため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該物資若しくは当該特定物資の所在する場所若しくは当該特定物資を保管させる場所に立ち入り、当該土地、家屋、物資又は特定物資の状況を検査させることができる。

- 2 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第55条第3項又は第4項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

- 3 前2項の規定により特定都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

5 新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 4 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 5 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別区についてのこの法律の適用)

第73条 この法律(第48条第7項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなす。

(事務の区分)

第74条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第75条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第7章 罰則

第76条 第55条第3項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第4項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第77条 第72条第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第78条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の解説

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「新型インフルエンザ等特措法」といいます。）は、平成 24 年 5 月に制定され、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した際に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置について定めるものとされています。

病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念されることから、平成 21 年に発生した新型インフルエンザの教訓も踏まえつつ、必要な法制を整えておくことが喫緊の課題とされていました。

新型インフルエンザ等特措法は、市町村に対しても、市町村行動計画の作成、市町村対策本部の設置などの措置などを求めています。

1 地方公共団体の責務

地方公共団体は、新型インフルエンザ等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限りまゝ。）をいいます。以下同じ。）が発生したときは、政府対策本部が策定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有することとされました。

（第 3 条関係）

2 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならぬこととされました。（第 5 条関係）

3 市町村行動計画

- (1) 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成するものとされました。
- (2) 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとされました。
 - ① 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - ② 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ・ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - ③ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

- ④ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならないこととされました。
- (4) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更したときは、都道府県知事に報告しなければならないこととされました。
- (5) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならないこととされました。
- (6) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされました。
- (7) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」といいます。）、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができることとされました。
- (第8条関係)**

4 物資及び資材の備蓄など

地方公共団体の長等は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならないこととされました。 **(第10条関係)**

5 訓練

- (1) 地方公共団体の長等は、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならないこととされました。
- (2) 地方公共団体の長等は、訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができることとされました。 **(第12条関係)**

6 知識の普及など

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならないこととされました。 **(第13条関係)**

7 都道府県対策本部長への意見の申出

関係市町村の長その他の執行機関は、当該関係市町村が実施する新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができることとされました。(第 24 条関係)

8 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求

地方公共団体の長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときに求められた労務、施設、設備又は物資の確保の応援を、正当な理由がない限り、拒んではならないこととされました。(第 27 条関係)

9 特定接種

- (1) 厚生労働大臣は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときに行われる政府対策本部長からの指示により、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対して臨時に行う先行的予防接種（以下「特定接種」といいます。）を行うよう、市町村長に指示することとされました。
- (2) 市町村長は、厚生労働大臣から、特定接種並びに医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録の円滑な実施のために労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められたときは、正当な理由がない限り、拒んではならないこととされました。
- (3) 市町村長が行う特定接種は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定による予防接種とみなして、同法の規定を適用することとされました。(第 28 条関係)
- (4) 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し特定接種の実施に関する必要な協力の要請又は指示を行うよう、都道府県知事に対して求めることができることとされました。(第 31 条関係)

10 市町村対策本部

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないこととされました。(第 34 条関係)
- (2) 市町村対策本部長には市町村長をもって充てる等、市町村対策本部の組織について定められました。(第 35 条関係)
- (3) 市町村対策本部長は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができるなど、市町村対策本部長の権限について定められました。(第 36 条関係)
- (4) 市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく、市町村対策本部を廃止するものとされました。(第 37 条において準用する第 25 条関係)
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、市町村対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定めることとされました。(第 37 条において準用する第 26 条関係)

11 特定都道府県知事による代行

その区域の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村（以下「特定市町村」といいます。）の長（以下「特定市町村長」といいます。）は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県（以下「特定都道府県」といいます。）の知事（以下「特定都道府県知事」といいます。）に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができることとされました。（第 38 条関係）

12 他の市町村の長その他の執行機関に対する応援の要求

特定市町村長その他の執行機関（以下「特定市町村長等」といいます。）は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができることとされました。（第 39 条関係）

13 特定都道府県知事等に対する応援の要求

特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事その他の執行機関に対し、応援を求めることができることとされました。（第 40 条関係）

14 事務の委託のの特例

特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができることとされました。（第 41 条関係）

15 職員の派遣

- (1) 特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができることとされました。（第 42 条関係）
- (2) 地方公共団体の長等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定による職員派遣の求めがあったときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならないこととされました。（第 43 条関係）
- (3) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用することとされ、市町村は、当該職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができることとされました。（第 44 条関係）

16 住民に対する予防接種

- (1) 政府対策本部が、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認め、基本的対処方針を変更し、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めた場合は、市町村長は、臨時に予防接種を行うこととされました。
- (2) 市町村長は、予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができることとされました。(第46条関係)

17 物資及び資材の供給の要請

特定市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができることとされました。(第50条関係)

18 備蓄物資等の供給に関する相互協力

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならないこととされました。(第51条関係)

19 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その市町村行動計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないこととされました。(第52条関係)

20 生活関連物資等の価格の安定など

地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならないこととされました。(第59条関係)

21 新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁

法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁することとされました。(第 65 条関係)

22 特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁

特定都道府県知事が特定市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁することとされました。(第 66 条関係)

23 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

- (1) 12又は13の他の地方公共団体の長等の応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村は、当該応援に要した費用を支弁しなければならないこととされました。
- (2) 当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該特定市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができることとされました。(第 67 条関係)

24 特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁

- (1) 特定市町村長が特定都道府県知事の権限に属する措置の実施に関する事務の一部を行うこととしたときは、特定都道府県は、当該特定市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならないこととされました。
- (2) 特定市町村長が特定都道府県知事の権限に属する措置の実施に関する事務の一部を行うこととしたとき、又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、特定都道府県知事は、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができることとされました。(第 68 条関係)

25 国の負担

(1) 16 (1) の臨時の住民に対する予防接種について、読み替えて適用する予防接種法第 21 条の規定により市町村が支弁する当該予防接種を行うための費用及び当該予防接種に係る同法第 11 条第 1 項の規定による給付に要する費用に対して、国は、次の額を負担することとされました。

- ① 当該費用の総額が、政府対策本部が設置された年の 4 月 1 日の属する会計年度（当該年度）における当該市町村の標準税収入の 100 分の 1 に相当する額以下の場合、当該費用の総額の 100 分の 50 に相当する額
- ② 当該費用の総額が当該年度における当該市町村の標準税収入の 100 分の 1 に相当する額を超える場合は、アからウまでに掲げる額の合計額

- ア 当該費用の総額のうち当該年度における当該市町村の標準税収入の100分の1の部分の額の100分の50に相当する額
 - イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該市町村の標準税収入の100分の1を超え、100分の2以下の部分の額の100分の80に相当する額
 - ウ 当該費用の総額のうち当該年度における当該市町村の標準税収入の100分の2を超える部分の額の100分の90に相当する額 **(第69条関係)**
- (2) 国は、(1)のほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとするものとされました。 **(第70条関係)**